

役員在任年齢規程

一般財団法人ファジィシステム研究所

一般財団法人ファジィシステム研究所
役員在任年齢規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人ファジィシステム研究所の役員在任年齢に関する事項を定めることを目的とする。

(常勤役員の在任年齢)

第2条 常勤役員の在任年齢は、理事長および副理事長にあつては、原則として満70歳までとし、専務理事、理事および監事にあつては、原則として満65歳までとする。

(非常勤役員の在任年齢)

第3条 非常勤役員の在任年齢は、原則として満80歳までとする。

(退任日)

第4条 任期中に第2条あるいは第3条に定める年齢に達したときは、任期満了を持って在任年齢到達日とする。

(特例措置)

第5条 当該役員の知識および経験が、本財団の業務運営上特に必要とされる場合であつて、かつ当該役員を例外的に扱うべき理由が、公益法人の適正な業務運営に関する国民の信頼を確保する観点から見ても適切と判断される場合については、理事会および評議員会の承認を得て、本規程を適用しないことができる。

附 則

この規程は、平成20年4月1日より施行する。

この規程は、平成22年7月1日から施行する。